

◆道徳の教科化

- ・学習指導要領一部改正（平成27年3月27日）→特別の教科道徳
- ・学習指導要領解説刊行（平成27年7月）



考えて議論する道徳へ
(小：平成30年度～、中：平成31年度～ 教科として実施)

◆学習指導要領での記載→まず「総則」で規定されている内容を押さえる。その上で、小中受験者は「特別の教科道徳」の章も確認。

第1 小(中)学校教育の基本と教育課程の役割

「2(2)道徳教育や体験活動、多様な表現や鑑賞の活動等を通して、豊かな心や創造性の涵養を目指した教育の充実に努めること。」

「学校の教育活動全体を通じて行うこと」

「道徳教育の目標」「留意事項」の3つを示す

★道徳教育の目標…教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、自己の(人間としての)生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤としての道徳性を養う。

第6 道徳教育に関する配慮事項

以下の4点を規定(いじめ防止に関する内容が明文化)

①全体計画・年間指導計画の策定(道徳教育推進教師を中心として作成)

②児童・生徒の発達の段階や特性等を踏まえ、指導内容の重点化を図る

③豊かな体験+指導内容が、日常生活に生かされるようにする(いじめの防止や安全の確保等にも資することとなるよう留意)

④家庭や地域社会との共通理解を深め、相互の連携を図る

第3章 特別の教科 道徳

「…、道徳的諸価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を多面的・多角的に考え、自己(人間としての)の生き方についての考えを深める学習を通して、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てる。」

★4つの視点

- ・主として自分自身に関すること
- ・主として人との関わりに関すること
- ・主として集団や社会との関わりに関すること
- ・主として生命や自然、崇高なものとのかかわりに関すること